

○苫小牧市公設地方卸売市場条例

昭和41年7月1日

条例第20号

(最終改正 令和2年3月10日条例第5号)

(設置)

第1条 生鮮食料品等の取引の適正化とその健全な運営を確保し、もって生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定を図るため、公設地方卸売市場（以下「市場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市港町2丁目2番2号

(用語の意義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者で、業務規程で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けているものをいう。
- (2) 仲卸業者 市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を販売する業務を行う者で、業務規程で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けているものをいう。
- (3) 買受人 市場において卸売業者及び仲卸業者から生鮮食料品等の卸売及び販売を受ける者で、業務規程で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けているものをいう。
- (4) 関連事業者 市場において市場機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務を行う者で、業務規程で定めるところにより、

市長の承認を受けているものをいう。

(5) 市場施設 市場内の用地及び建物その他の施設をいう。

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、次に掲げる部類ごとに定める生鮮食料品等及びこれらに関連ある商品とする。

(1) 青果部 野菜、果実及びその加工品並びに鳥卵

(2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品

(3) 花き部 花き及びその加工品

(職員)

第5条 市場の管理及び運営を行うため、市場に場長その他必要な職員を置く。

(業務規程)

第6条 市場において業務を行う卸売業者、仲卸業者、買受人及び関連事業者は、業務規程で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

(監督)

第7条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第8条 市長は、前条の調査を行った結果により、必要な指示をすることができる。

(使用の許可)

第9条 市場施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 市場及び市場施設の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 卸売業者市場使用料 卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の108（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のものにあつては、100分の110）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定める額の範囲内において規則で定める額
- (2) 仲卸業者市場使用料 卸売業者以外の者から買い入れた物品（第3条第2号の承認に係る取扱品目の部類に属する物品に限る。以下同じ。）の市場における販売金額（販売に係る価格に100分の108（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の110）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定める額の範囲内において規則で定める額
- (3) 売場等施設使用料 使用種別及び使用面積に応じて別表に定める額の範囲内において規則で定める額により算定した額に100分の110を乗じて得た額

2 前項の使用料は、市長が別に定める期限までに納入しなければならない。

(使用の許可の取消し又は停止)

第11条 卸売業者又は市場施設を使用する者が、この条例に違反したとき又は市長の指示に反したときは、市長は、市場又は市場施設の使用の許可の全部若しくは一部の取消し又は使用の制限若しくは期間を定めて停止を命じることができる。

(苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会)

第12条 市場における売買取引等に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、業務規程の変更その他市場における公正かつ効率的な売買取引を確保するために必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員17人以内で組織する。
- 4 委員は、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(雑則)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和41年7月1日から施行する。
- 2 苫小牧市公設魚菜卸売市場条例（昭和28年条例第29号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

種別		金額	
卸売業者市場使用料		卸売金額の1,000分の5	
仲卸業者市場使用料		卸売業者以外の者から買い入れた物品の市場における販売金額の1,000分の5	
青果 物売 場	売場使用料	1平方メートルにつき 月額 240円	
	冷蔵庫使用料	〃 月額 650円	
	事務所使用料	〃 月額 500円	
	食堂使用料	〃 月額 500円	
	作業場使用料	〃 月額 500円	
	倉庫使用料	〃 月額 300円	
	上屋使用料	〃 月額 240円	
水産 物売 場	売場使用料	1平方メートルにつき 月額 200円	
	冷蔵庫使用料	〃 月額 1,450円	
	事務所使用料	1階	〃 月額 330円
		2階	〃 月額 290円
	食堂使用料	〃 月額 290円	
	倉庫使用料	〃 月額 230円	
	冷凍倉庫使用料	〃 月額 1,200円	
花き 売場	売場使用料	1平方メートルにつき 月額 400円	
	冷蔵庫使用料	〃 月額 1,500円	
	事務所使用料	〃 月額 600円	
	倉庫使用料	〃 月額 400円	
その 他	冷凍庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,500円	
	低温庫使用料	〃 月額 1,200円	
	倉庫使用料	〃 月額 300円	